

事業の内容

対象者	西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）に本社または事業所を置く中小企業者で、県税の滞納がない者
対象事業	①新しい生活様式（ひょうごスタイル）での活用が期待される新製品・新技術の開発に係る事業 ②新たなライフスタイルに応じた提案型商品の開発に係る事業 ③企業PRや販路開拓を目的とした大規模展示会の出展に係る事業
補助対象	[新製品・新技術、提案型商品 開発費] マーケティング調査費、設計・デザイン費、原材料等費、レンタル・リース料 機器・設備等費、製造・加工・検査費 [販路開拓費] 出展料（小間料）、ブース装飾料、運送料、PR用品作成費、交通費 アドバイザー等相談費用、オンライン展示会出展参加料
補助金額	補助対象経費の合計金額(税抜)の1/2で、50万円を上限とする
提出書類	①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③債権者登録書 ④会社の概要がわかる資料 ⑤新製品・新技術の想定図 ⑥展示する製品・サービスがわかる資料 ⑦補助事業に要する経費の根拠となる書類 ⑧展示会の概要・日時・場所・規模・出展条件等がわかる資料 ⑨県税の滞納がない旨の証明（県税事務所が発行(有料)）
募集期間	令和3年5月14日～令和3年10月29日（延長の場合あり）
その他	補助金の申請は1年度に1回限りとする

注 意 事 項

- ① **予算の上限に達した場合はその時点で受付終了します。** 事業実施前に申請が必要です。
- ② 補助対象と認められるためには一定の審査があります
- ③ 契約・支払い・実施・実績報告までの一連の手続きを、補助事業完了後30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに行う必要があります



経 費 ご と の 説 明

新製品・新技術開発費等	マーケティング調査費	事業遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行う経費
	設計・デザイン費	試作費の設計やデザインを専門業者へ外部委託する場合の経費
	原材料等費	試作開発に必要な原材料・副資材等の購入経費
	レンタル・リース料	事業遂行に直接必要な機器・設備等の借用経費
	機器・設備等費	事業遂行に必要な機器・設備・ソフトウェア等の購入に要する経費
	製造・加工・検査費	試作品等の製造経費及び加工、検査の外部委託経費
販路開拓費	出展料（小間料）	全国規模で開催される展示会等の小間料・出展料 ※オンライン出展を含む
	ブース装飾料	専門業者へ外部委託する場合の経費
	運送料	展示品や販促物の運送費であり、運送業者へ外部委託する場合の経費
	PR用品作成費	当該展示会で使用するPR用品の作成費
	交通費	展示会に参加する際にかかる交通費。出展者の自社と展示会場までの公共交通機関利用料金・高速道路料金・駐車場料金
	アドバイザー等相談費用	展示会出展への助言・相談を外部の専門機関等へ委託する場合の経費
	オンライン展示会出展参加料	オンライン上で行う展示会に参加する場合の出展料

申請から事業完了までの流れ

